

『令和2年7月島根県豪雨災害義援金』第2次配分（最終配分）の決定について

『令和2年7月島根県豪雨災害義援金』配分委員会

令和2年7月豪雨災害により被災された島根県内の方々を支援するため募集（募集期間：令和2年7月22日～9月30日）した「令和2年7月島根県豪雨災害義援金」について、島根県地域防災計画に基づく「令和2年7月島根県豪雨災害義援金」配分委員会の決定により、下記のとおり被災市町への第2次配分（最終配分）を行います。

1. 義援金受付額（令和2年11月30日最終）

（1）島根県共同募金会受付分	6,530,531円
（2）日本赤十字社島根県支部受付分	25,765,498円
合 計	32,296,029円

2. 配分対象市町 *第1次配分から変更なし

（1）災害救助法適用	江津市	
（2）その他	川本町・美郷町	[計3市町]

3. 各市町の被害状況 *第1次配分から変更なし

(単位：世帯)

被害状況		江津市	川本町	美郷町	合 計
住家被害	全壊世帯	2	0	0	2
	半壊世帯	25	19	1	45

4. 各市町への配分額

市 町 名	第1次配分額 (令和2年9月4日送金済)	第2次配分額 (今回の配分額)	配分額合計
江 津 市	13,050,000円	6,063,976円	19,113,976円
川 本 町	8,550,000円	3,972,950円	12,522,950円
美 郷 町	450,000円	209,103円	659,103円
合 計	22,050,000円	10,246,029円	32,296,029円

〔義援金の配分対象・配分基準及び各市町への配分額について〕

「日本赤十字社災害義援金取扱規程」及び過去の本県の義援金の配分事例等に準じ、配分対象及び配分基準を下表のとおりとし、被害状況に応じて義援金を按分して、各市町への配分額を決定しました。なお、各市町が被災者に交付する額については、各市町で決定されます。

※配分基準に基づいて配分した結果生じる残余金については、市町毎の被害程度に応じて按分し、各市町へ配分します。

配 分 対 象		配分基準 (指数)
住家被害	全壊世帯	10
	半壊世帯	5

*第1次配分から変更なし

5. 配分方法

当配分委員会の決定により、該当市町に義援金を配分します。義援金の配分を受けた市町は、各地域の実情等を踏まえ被災者に配分します。

6. 各市町への第2次配分（送金）予定日

令和2年12月15日（火）